

佐賀県規則第10号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 421 1016 491"><u>知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p data-bbox="248 507 331 539">(趣旨)</p> <p data-bbox="199 555 1102 667">第1条 この規則は、知事等に係る行政手続等を<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</u>を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="248 683 331 715">(定義)</p> <p data-bbox="199 730 1102 842">第2条 この規則で使用する用語は、<u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）で使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="208 858 293 890">2 略</p> <p data-bbox="248 906 680 938">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p data-bbox="199 954 1102 1305">第3条 <u>情報通信技術利用条例</u>第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するもの（第4項において「<u>技術的基準に適合する電子計算機</u>」という。）から入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。</p> <p data-bbox="208 1321 353 1353">2～7 略</p> <p data-bbox="248 1369 741 1401">(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	<p data-bbox="1214 421 1944 491"><u>知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p data-bbox="1176 507 1258 539">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 555 2029 625">第1条 この規則は、知事等に係る行政手続等を<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1176 683 1258 715">(定義)</p> <p data-bbox="1126 730 2029 842">第2条 この規則で使用する用語は、<u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号。以下「<u>情報通信技術活用条例</u>」という。）で使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="1135 858 1220 890">2 略</p> <p data-bbox="1176 906 1608 938">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p data-bbox="1126 954 2029 1305">第3条 <u>情報通信技術活用条例</u>第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するもの（第4項において「<u>技術的基準に適合する電子計算機</u>」という。）から入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。</p> <p data-bbox="1135 1321 1281 1353">2～7 略</p> <p data-bbox="1176 1369 1668 1401">(電子情報処理組織による処分通知等)</p>

改正前	改正後
<p>第4条 知事等は、<u>情報通信技術利用条例</u>第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、知事等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて記録するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 知事等は、<u>情報通信技術利用条例</u>第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 知事等は、<u>情報通信技術利用条例</u>第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録する方法（これに準ずる方法で一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）により行うものとする。</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第7条 <u>情報通信技術利用条例</u>第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子</p>	<p>第4条 知事等は、<u>情報通信技術活用条例</u>第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、知事等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて記録するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 知事等は、<u>情報通信技術活用条例</u>第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 知事等は、<u>情報通信技術活用条例</u>第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録する方法（これに準ずる方法で一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）により行うものとする。</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第7条 <u>情報通信技術活用条例</u>第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子</p>

改正前	改正後				
<p>証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第3条第2項に規定する識別符号及び暗証符号とする。</p> <p>2 <u>情報通信技術利用条例</u>第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った知事等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。</p> <p>3 <u>情報通信技術利用条例</u>第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った知事等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。</p>	<p>証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第3条第2項に規定する識別符号及び暗証符号とする。</p> <p>2 <u>情報通信技術活用条例</u>第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った知事等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。</p> <p>3 <u>情報通信技術活用条例</u>第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った知事等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p>第8条 <u>情報通信技術活用条例</u>第7条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 890 2029 1393"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 890 1413 943">書面等</th> <th data-bbox="1413 890 2029 943">措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 943 1413 1393"> <u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する <u>住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u> </td> <td data-bbox="1413 943 2029 1393"> 次のいずれかに掲げる措置 (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法により行う、第2条第2項第3号アに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供</u> (2) <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の知事等への提供</u> (3) <u>個人番号カードの知事等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するた</u> </td> </tr> </tbody> </table>	書面等	措置	<u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する <u>住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	次のいずれかに掲げる措置 (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法により行う、第2条第2項第3号アに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供</u> (2) <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の知事等への提供</u> (3) <u>個人番号カードの知事等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するた</u>
書面等	措置				
<u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する <u>住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	次のいずれかに掲げる措置 (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法により行う、第2条第2項第3号アに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供</u> (2) <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の知事等への提供</u> (3) <u>個人番号カードの知事等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するた</u>				

改正前	改正後	
<p>(電子情報処理組織による手続等の公表)</p> <p>第8条 略</p>		<p>めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の知事等への送信</p>
	<p>(電子情報処理組織による手続等の公表)</p> <p>第9条 略</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 2 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第29条 条例第15条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続については、<u>知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第29条 条例第15条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続については、<u>知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>